

戸 田 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 議 事 録

招集期日	令和6年12月19日 (木)					
場 所	市 役 所 5階 503会議室					
開 会	12月19日 午後 1 時 30 分					
閉 会	12月19日 午後 2 時 15 分					
会 長	齊藤 恭平					
委 員 出 席 状 況	須藤 修一	Ⓐ 欠	大河原 節子	Ⓐ 欠	嶋田 美津江	Ⓐ 欠
	榎本 富佐江	Ⓐ 欠	早船 直彦	Ⓐ 欠	梅田 浩	出 Ⓐ
	布施 博康	出 Ⓐ	染川 智行	出 Ⓐ	市川 悦夫	出 Ⓐ
	星 宏和	出 Ⓐ	齊藤 恭平	Ⓐ 欠	松山 由紀	Ⓐ 欠
	片桐 雅也	出 Ⓐ	栗原 秀行	Ⓐ 欠	安藤 浩	Ⓐ 欠
事 務 局	健康福祉部保険年金課 西口課長					
	健康福祉部保険年金課 太田主幹 健康福祉部保険年金課 滝沢主幹					
	健康福祉部保険年金課 高橋主事					

会 議 の 経 過 及 び 結 果	
審議案件 (1) マイナンバーカードの健康保険証利用に伴う対応について (2) 赤字削減・解消計画の変更について	
事 務 局	司会及び開会のあいさつ、資料確認
会 長	あいさつ
事 務 局	出欠状況報告（15名中9名出席） ○戸田市国民健康保険に関する規則第4条第4項の規定に基づき会議に必要な定足数に足りているため会議が有効である旨を報告 ○戸田市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定に基づき会長が議長となる旨報告 ○議事録署名人の指名（須藤委員、榎本委員）
会 長	それでは、次第に基づきまして、進行いたします。 はじめに、(1) マイナンバーカードの健康保険証利用に伴う対応について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	【案件（1）資料に基づき説明を行う。】
会 長	事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。
委 員	これまで、国保税の長期滞納者に対しては、資格証明書を交付し、医療機関等の窓口でいったん10割の医療費の支払を促していたと思うが、今後の取扱いはどうなるのか。
事 務 局	今後につきましても、法令等の規定に基づき資格証明書を交付することにより、特別療養費としての償還払いを検討していくことになると思います。
会 長	他にご意見等ございますか。

委 員	(特になし)
会 長	特にご意見等がなければ、本件に関してご承認いただいたということ でよろしいですか。
委 員	(異議なし)
会 長	続いて、(2) 赤字削減・解消計画の変更について、事務局から説明を お願いします。
事 務 局	【案件(2) 資料に基づき説明を行う。】
会 長	事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。
委 員	赤字削減・解消計画の上では、残り5億円の赤字を削減していく上で、 市として、今後の方向性をお示しいただきたい。
事 務 局	赤字の削減のためには、税率の見直しは避けては通れないものとなり ます。現在、県では、「埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)」に基づ く保険税水準の統一を進めているところでもあり、今後については、被 保険者の負担感を勘案しながら、適正な税率を検討するための重要な期 間になってくると考えています。
会 長	他にご意見等ございますか。
委 員	(特になし)
会 長	特にご意見等がなければ、本件に関してご承認いただいたということ でよろしいですか。
委 員	(異議なし)
会 長	それでは、以上をもちまして本日の審議案件は全て終了となります。 議事進行を事務局にお返しします。
事 務 局	会長、議事進行どうもありがとうございました。以上で、令和6年度 第3回戸田市国民健康保険運営協議会を終了します。

議事録署名人

令和 7 年 / 月 16 日

榎本 富佐江

議事録署名人

令和 7 年 / 月 24 日

須藤 修一

マイナンバーカードの健康保険証利用に伴う対応について

マイナンバーカードの健康保険証利用に伴う対応

- 令和6年12月2日、改正国民健康保険法が施行された。
- 被保険者証の交付は12月1日で終了となった。
- 12月2日時点で交付済みの被保険者証は(資格があれば)有効期限まで使用できる。
- 被保険者証利用登録をしたマイナンバーカードがない被保険者には、資格確認書を交付する。

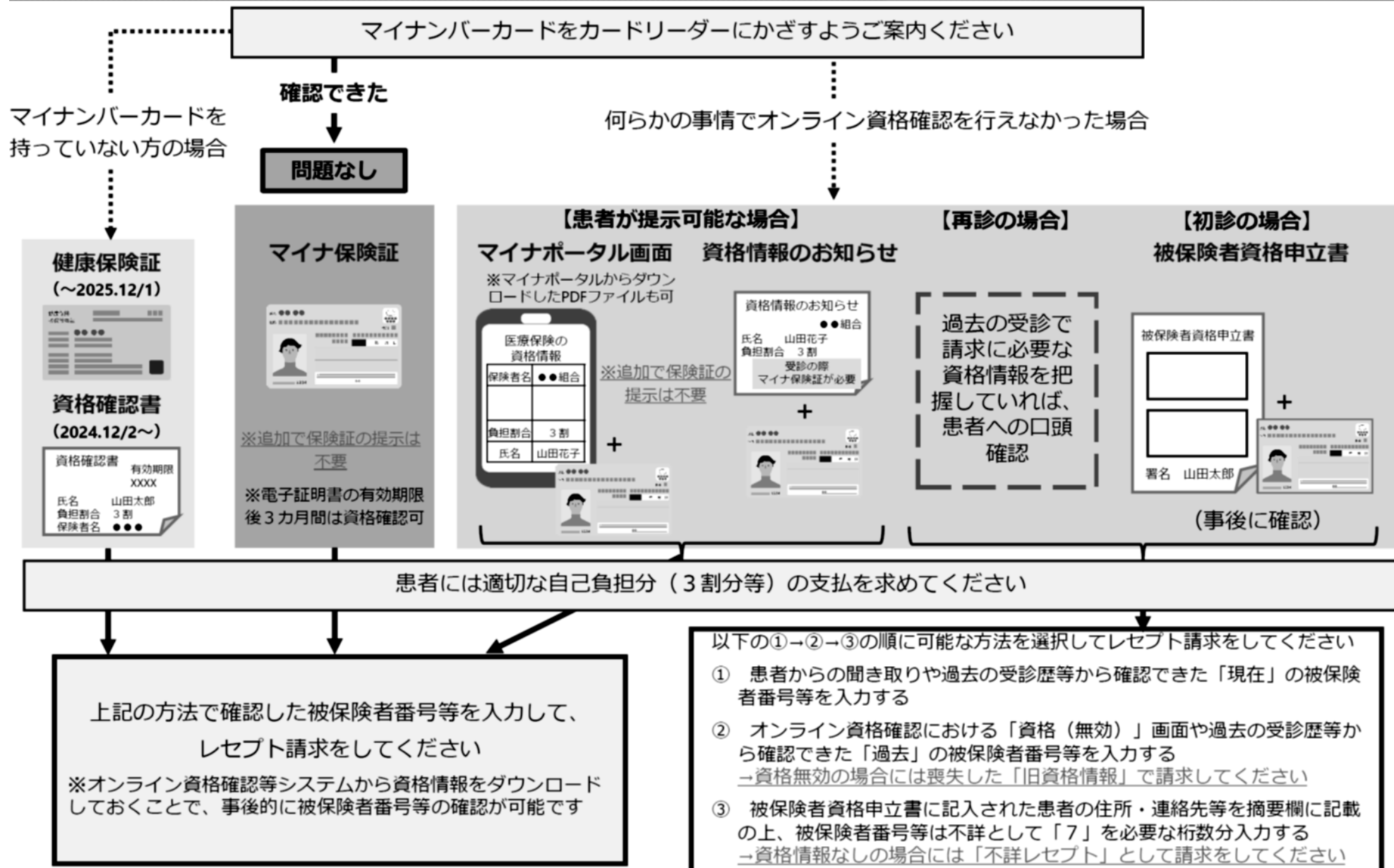
国民健康保険条例の改正

- 国民健康保険法の改正により、被保険者証の返還に関する規定がなくなった。
- 9月定例会で戸田市国民健康保険条例の改正を行った。
- 改正内容は、被保険者証の返還に応じない者に対する罰則の削除
- 施行期日は、令和6年12月2日(改正国民健康保険法の施行日)

医療機関等での資格確認方法



医療機関・薬局での資格確認とレセプト請求（令和6年12月2日以降の取扱い）



戸田市国民健康保険条例新旧対照表

令和 6 年 8 月 2 7 日
健康福祉部保険年金課

改正前	改正後(案)
第 1 条～第 1 2 条 (略) 第 1 3 条 市長は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し 1 0 0 , 0 0 0 円以下の過料を科する。 第 1 4 条～第 1 6 条 (略) 附 則 (略)	第 1 条～第 1 2 条 (略) 第 1 3 条 市長は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、 1 0 0 , 0 0 0 円以下の過料を科する。 第 1 4 条～第 1 6 条 (略) 附 則 (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施
改正前	改正後(案)
	行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

赤字削減・解消計画の変更について

国保財政の現状

国民健康保険の財政を安定的に運営していくためには、必要な支出は、原則として国民健康保険税や国・県からの交付金で賄うことにより、国民健康保険特別会計の収支を均衡させることが必要となります。しかしながら、実際には、支出が収入を上回っており、その補填を目的とした一般会計からの法定外繰入（赤字）が行われている現状があります。

赤字削減・解消計画

市町村は、国民健康保険特別会計における財政収支の改善に係る検討を行うとともに、赤字の要因分析により必要な対策を整理することが求められており、市町村ごとの赤字の解消又は削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組を定めたものです。

これまでの経緯

年度	内容
平成 30 年度	平成 3 0 年度から令和 5 年度までの 6 か年計画を策定
令和元年度	
令和 2 年度	令和 5 年度までに赤字を完全解消する計画に変更
令和 3 年度	
令和 4 年度	
令和 5 年度	計画未達成（約 5 億円の残存赤字）【別紙 1】
令和 6 年度	残存赤字を令和 8 年度までに完全解消する計画に変更【別紙 2】

別紙 1 令和5年度末時点での赤字削減・解消の状況

赤字削減・解消計画実施状況報告書(市町村)

(第6年次 令和5年度分)

都道府県名	保険者番号	保険者名
埼玉県	110247	戸田市

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)		平成28年度			赤字の原因				
	法定外繰入金		1,997,760千円			<計画対象となる赤字額> 1,563,404,188円(1,997,760,000円－黒字分290,805,591円－精算額143,550,221円) ※平成29年度 1,328,709,272円(1,726,848,000円－決算補填以外1,584,000円－黒字分245,378,151円－精算額151,176,577円)				
	繰上充用金の新規増加分		千円							
	赤字額(合計)		1,997,760千円							
	年度別	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計	
		年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
「赤字削減額」の算出方法 前年度の法定外繰入金 - 当該年度の法定外繰入金						668,159	△ 153,825	298,000	112,030	1,563,405
						千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)
						千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)
②実施(予定)状況	()	合計赤字削減予定額(率)	276,096	362,945	668,159	△ 153,825	298,000	112,030	1,563,405	
		千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)		
	赤字削減額	276,096	362,945	668,159	△ 109,599	△ 77,074	△ 57,179	1,063,348		
		千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)		
実施状況の詳細						今後の取組				
令和5年度は、医療分均等割の額を5,900円ずつ引き上げる税率改正により税収の増加を円の赤字の削減を予定していたが、想定よりも事業費納付金の額が上回ったことで、赤字が増え、計画を達成することができなかった。										
						解消すべき赤字 1,563,405 千円に対して、500,000 千円の赤字が残る				

上記のとおり赤字削減・解消計画実施状況報告書を提出します。

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事 大野 元裕

保険者名 戸田市
代表者職氏名 戸田市長 菅原 文仁

印

解消すべき赤字 1,563,405 千円に対して、
1,063,348 千円の解消にとどまり、500,057 千円分の赤字が残存

別紙2 変更後の赤字削減・解消計画

赤字削減・解消変更計画書(市町村)

(平成30年度から令和8年度まで9ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
埼玉県	110247	戸田市

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)		平成28年度		赤字の原因				
	法定外繰入金 ※1		1,997,760		千円<計画対象となる赤字額> 1,563,404,188円(1,997,760,000円－黒字分290,805,591円－精算額143,550,221円)				
	繰上充用金の新規増加分 ※2				千円※平成29年度 1,328,709,272円(1,726,848,000円－決算補填以外1,584,000円－黒字分245,378,151円－精算額151,176,577円)				
	赤字額(合計)		1,997,760		千円				
②赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	本市の国民健康保険は、被保険者1人当たりの所得が非常に高いことから、納付金や標準保険税率において、大きな負担を求められている。一方で、被保険者の減少及び高齢化並びに医療の高度化を要因として、国民健康保険財政の更なる逼迫が懸念される情勢が続いている。 このような現状を踏まえ、右記内容を通じて、赤字削減・解消に取り組んでいく。				・標準保険税率を勘案した適正な税率の検討・設定(賦課限度額の法定限度額への引き上げを含む。) ・特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の向上を通じた医療費の抑制 ・国民健康保険税の収納率の向上				
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第7年次	第8年次	第9年次	第10年次	第11年次	第12年次	合計
		年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度				
		法定外繰入の削減予定額(率)	50,000	150,000	303,722				1,563,405
			千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)							0
	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)		
合計	50,000	150,000	303,722				1,563,405		
	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)		

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。
※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差額が、繰上充用のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。
※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合は、率を記載しない。

上記のとおり赤字削減・解消計画書を提出します。
年 月 日
(あて先)
埼玉県知事 大野 元裕

残存した赤字である 500,057 千円を令和8年度までに解消すべく
計画を変更(延長)